

東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル

第1版

本版は一部に未完成の章を有する
この点を補完する第2版を準備中であるが、その完成までの間、
本学は本版に沿った新型インフルエンザへの対応を行う

平成21年02月

国立大学法人東京外国語大学

東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル 第1版

[目次]

	ページ
第1章 「東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル 第1版」について	……05
第2章 東京外国語大学危機管理委員会と新型インフルエンザ対策会議について	……07
第3章 新型インフルエンザに関する基本的知識と個人衛生対策等について	……08
1. 新型インフルエンザの概念	……08
2. 新型インフルエンザの感染様式	……08
3. 新型インフルエンザの臨床像	……08
4. 新型インフルエンザの治療	……09
5. 新型インフルエンザの予防と個人衛生対策	……09
6. 新型インフルエンザ発生に備えた食料・日用品および衛生材料の個人備蓄	……11
7. 新型インフルエンザ伝播のフェーズ分類	……12
第4章 新型インフルエンザの法的位置付けおよび症例定義について	……14
第5章 行政機関の新型インフルエンザ行動計画および対策ガイドラインについて	……15
第6章 新型インフルエンザの伝播状況に関する行政機関等の情報について	……16
第7章 新型インフルエンザ伝播の前段階(未発生期)における対応について	……17
1. 学生・職員の海外渡航	……17
2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪	……17
3. 野鳥への対応と飼育動物の管理	……17
第8章 新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)における対応について	……19
1. 学生・職員の海外渡航	……19
2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪	……19
3. 海外に滞在する学生・職員に対する帰国勧告等	……20
4. 学生及び職員が主催する集会・学会等	……20
第9章 新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)における対応について	……21
1. 学生・職員の海外渡航	……21
2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪	……21
3. 学生及び職員が主催する集会・学会等	……22
4. 通学・通勤手段	……22
5. 出張・研修等	……22

6. 健康状態の自己管理と有症時の対応22
7. 学外者の本学への入構時の措置22
8. 臨時休校及び全学閉鎖23
9. 臨時休校或いは全学閉鎖期間中の職員の就業23
10. 入試の延期23
第10章 新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)における 対応について24
1. 学生・職員の海外渡航24
2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪24
3. 学生及び職員が主催する集会・学会等24
4. 通学・通勤手段24
5. 出張・研修等24
6. 健康状態の自己管理と有症時の対応24
7. 学外者の本学への入構時の措置25
8. 臨時休校及び全学閉鎖25
9. 臨時休校或いは全学閉鎖期間中の職員の就業25
10. 入試の延期25
第11章 新型インフルエンザ伝播の第四段階(小康期)における対応について26
第12章 学生・職員が新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合の対応と新型 インフルエンザ(或いはその疑い)患者と濃厚な接触を持った場合の対応について27
1. 医療機関の受診と治療27
2. 新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合の大学への届け出27
3. 学生の登学停止と職員の就業禁止27
4. 新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者との濃厚接触者(学生・職員)が とるべき対応27
第13章 新型インフルエンザに関する保健管理センターの機能について29
第14章 新型インフルエンザに関する学内相談窓口について30
第15章 新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した学生・職員の一元的把握と 安否確認について31
第16章 文部科学省や保健所等との連携・行政機関によるサーベイランスへの協力と 報道メディアへの情報提供について32
第17章 感染防止用衛生材料および食料・日用品の学内備蓄について33
第18章 新型インフルエンザに関する学生・保護者・職員への情報の提供・伝達方法に	

について34
第19章 新型コロナウイルス発生時の学内諸会議の開催方法について35
第20章 新型コロナウイルス発生時の学内消毒について36
第21章 新型コロナウイルス発生時の独居学生に対する勧告と支援策について37
第22章 臨時休校或いは全学閉鎖によって失われた講義等の補填方法について38
第23章 新型コロナウイルス伝播の第1段階(海外発生期)以降の国際交流会館の運用に について39
第24章 新型コロナウイルスに関する行政の相談窓口(東京都の保健所等)一覧40
(附表) 東京外国語大学新型コロナウイルス対応マニュアル第1版 要約表41

第1章 「東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル 第1版」について

今や常態化したかの感をいだかせる高病原性鳥インフルエンザの世界的蔓延は、近い将来、人類における新型インフルエンザの出現につながると考えられている。既に高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)の人への感染が WHO 集計で400症例近くに及び、200名を超える死亡者をもたらしていることや、過去の新型インフルエンザパンデミックの間隔が30年程度であることをふまえると、新型インフルエンザの出現は切迫していると推定される。

行政機関の推定によると、これが出現し伝播した場合、全人口の約25%が罹患し、我が国における死亡者数は17万名～64万名にのぼる。このような途方もない感染症の出現に備えて、平成17年以降、行政機関は様々なレベルで対策を開始している。新型インフルエンザの出現に際しては、本学の学生および職員もその影響を免れ得ない。本学は、一方では組織の自己防衛を目的として、また他方では学内伝播の防止による社会的責任の履行を目的として、伝播の事態に備える必要がある。

「東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル 第1版」はその一端を担う。今後、新型インフルエンザに関する知識の蓄積が増加していくことに疑いの余地はない。また、診断・治療・予防に関する臨床技術の急速な進歩が見込まれる。その結果は個別臨床の場面にとどまらず、行政組織による公衆衛生対策の場面にも反映されると予測される。これらの要素から、本マニュアルには、局面の変化に伴う複数回の改訂が必要になると思われる。また、現時点(平成21年02月)では、マニュアルへの記載が可能なレベルにまで学内外の議論が煮詰まっていない分野もある。一方、「東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル」の作成自体は喫緊の要件であることから、あえて完成型を追求する事を避け、未完成な部分を残したまま、まず第1版を発刊する。今後、版を重ねる事によって、改訂と追記を加えるものとする。

なお、多くの個別的要因を含む等の理由から、『原則として』等と冠して表現した事項に関する例外の取扱いについては、「東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)」における審議事項とする。

本マニュアルの作成に際しては、公的機関によって開示されている以下の資料を参照し、その一部を引用した。

◆新型インフルエンザ対策行動計画(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議;平成17年12月;平成19年11月改訂;平成21年02月改訂)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>

◆新型インフルエンザ対策ガイドライン(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議;平成21年02月)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>

◆新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画(文部科学省新型インフルエンザ対策本部;平成18年09月;平成21年改訂案)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000047082>

◆東京都新型インフルエンザ対策行動計画(東京都;平成17年12月)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/sinpojiumu/singatakeikaku/files/influ.pdf>

◆都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル暫定版(平成20年12月;東京都教育委員会)

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/gakumu/influ_zantei.pdf

◆インフルエンザパンデミック情報(国立感染症研究所感染症情報センター)

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>

◆ 新型インフルエンザ対策関連情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>

◆ 東京都の新型インフルエンザ対策関連情報(東京都感染症情報センター)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/influenza/>

第2章 東京外国語大学危機管理委員会と新型インフルエンザ対策会議について

新型インフルエンザ対策に関する諸事項については、「東京外国語大学危機管理委員会」が所掌する。

「東京外国語大学危機管理委員会」は、新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)以降、その下に「東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議」を設置する。

「東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議」は「東京外国語大学危機管理委員会」のもとで、業務を遂行する。

第3章 新型インフルエンザに関する基本的知識と個人衛生対策等について

1. 新型インフルエンザの概念

動物、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルスは、偶発的にヒトに感染する時期をへて、やがてヒトの体内で増殖することができるように変異する。このウイルスは更にヒトからヒトへと効率よく感染する能力を獲得し、新型インフルエンザウイルスへと姿を変える。新型インフルエンザは、この新型インフルエンザウイルスの感染によって発症する疾患である。

人類にとっては未知のウイルスであることから、人類は新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていない。そのために新型インフルエンザは、世界的大流行(パンデミック)に至ると危惧されている。致死率は通常のインフルエンザよりも格段に高くなると考えられている。

既に高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)の人への感染が、WHO 集計で400症例近くに及び、200名を超える死亡者をもたらしている。行政機関の推定によると、新型インフルエンザが出現してその感染が伝播した場合、第一波は約8週間持続する。第一波が小康状態になった後も、伝播の波は反復することから、最終的に全人口の約25%が罹患し、我が国における死亡者数は17万名～64万名にのぼることになる。伝播の極期においては就業人口の約40%が欠勤し、社会生活は甚大な影響を受ける。

2. 新型インフルエンザの感染様式

既に伝播している通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染(患者の咳やくしゃみ等のしぶきとともに放出されたウイルスを吸入する事によって成立する感染)と接触感染(ウイルスが付着した手などを介してウイルスを体内に取り込む事によって成立する感染)である。現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、同様の経路による感染が生じるものと推測されている。なお、空気感染(空気中に浮遊するウイルスを吸入する事によって成立する感染)は医療現場などのきわめて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

ウイルスは細菌とは異なり、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ったのち、細胞の中でのみ増殖できる。生体外の環境中では、数分から数時間、長くても数十時間内に感染力を失う。

3. 新型インフルエンザの臨床像

インフルエンザは本来、その症状の幅が非常に大きい疾患であり、20世紀に起こった3回のパンデミックにおいても、臨床像はそれぞれ異なっていたとされる。しかし、その基本的な症状は突然の発熱に代表される全身症状と呼吸器症状で、通常のインフルエンザと大きく異なっ

ていたわけではない。スペインインフルエンザにおいては、致死率が通常のインフルエンザの5～20倍に及んだとされるが、その原因は若年層を中心とする特定の年齢層において、重篤な肺炎に由来する呼吸不全が多発した事であったとする説がある。

以上のようなことから、今後おこりうる新型インフルエンザの症状については、感染の成立から1～3日間(最長で7日間)の潜伏期間を経て出現し、通常のインフルエンザと同様に、咳や咽頭痛等の気道炎症状に加えて、38℃以上の発熱、全身倦怠感、関節痛、筋痛等の顕著な全身症状が主体をなすと推定されるものの、現実にはどのような症状が現れるか、また、どのような集団で重症化の傾向が強いかなどについて、現時点(平成21年02月)で正確に予測することはできない。実際にパンデミックが起こった際には、行政機関はサーベイランスによってインフルエンザの特徴とその伝播状況をとらえ、患者からの臨床情報を調査、集約する。我々は、それらを共有し、活用することになる。

なお、現時点(平成21年02月)までに集積された鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)のヒトへの感染症例において、潜伏期間は2～8日間であり、発症後は高熱に加えて急性の呼吸器症状が激烈で、多くの場合、これが患者に呼吸不全による死をもたらす。致死率は60%を超えているが、このウイルスが新型インフルエンザへと変異する過程で、ヒトへの感染における致死率は低下すると考えられている。

4. 新型インフルエンザの治療

明言することはできないものの、新型インフルエンザウイルスが薬剤耐性を持っていない限り、A型インフルエンザウイルスに効果のある抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル「商品名タミフル」、ザナミビル「商品名リレンザ」など)が有効であると考えられる。少なくとも、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)に対しては、実験上の有効性が判明している。一方、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)の感染を受けたヒト患者症例への抗インフルエンザウイルス薬の使用報告においては、効果の確証が得られていない。その理由として、使用開始時期が遅すぎた可能性がある点などが指摘されている。また、その最適な投与量や投与期間についても十分な知見が得られていない。現状では、発病早期に使用すれば効果が期待できると考えられているものの、今後も症例を集積して検討していくことが必要である。

また、ウイルス感染に加えて、二次感染として細菌による肺炎などが生じうる。この場合には抗菌薬が投与される。また、呼吸不全に対しては人工呼吸器が使用される。

実際の新型インフルエンザの治療法に関しては、新型インフルエンザが発生し、その特徴が明らかになった段階で、速やかに検討され、標準化されることになる。

5. 新型インフルエンザの予防と個人衛生対策

通常のインフルエンザに対する最大の防衛策はワクチン接種であるが、新型インフルエンザウイルスに対しては、A/H1N1亜型(Aソ連型)とA/H3N2亜型(A香港型)のワクチン株を含む現在のインフルエンザワクチンの効果はほとんど期待できない。但し、理論的可能性として、現在の高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)が人類にパンデミックを引き起こすに至った場合には、既に存在するA/H1N1亜型とNA亜型が同一なので、一定の効果があるかもしれないとの意見もある。

既に、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)を対象としたワクチン(プロトタイプワクチン;プレパンデミックワクチン)が準備されつつある。パンデミックにつながる新型インフルエンザウイルスが出現していない現時点(平成21年02月)では、その効果については不明とするしかない。一方、新型インフルエンザウイルスの出現後には、これを対象としたワクチン(パンデミックワクチン)が作成されることになっている。これは有効と予想されるが、十分量の供給までには相応の期間が必要になる。

なお、インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)以降、特定の条件化で特定の集団に対して、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が行われることになっている。

また、医療行為を伴わない様々な対策が必要となる。すなわち、パンデミックといえども、感染した人と、感染していない人が接触しなければ感染は広がらないことから、この接触に由来するリスクを可能な限り低減させる対策が検討されている。具体的には、行政機関レベルの対策として、学校を閉鎖したり、公共施設や映画館などを閉鎖したり、あるいは集会を禁止したりということが考えられており、職場や家庭においても接触機会を減らすための方法の検討や、生活必需品の備蓄(少なくとも2週間分の備蓄が推奨されている)が勧められている。

個人レベルでの予防対策は必須で、以下の事項が個人衛生対策の骨格をなす。

[外出の回避]

患者との接触機会を減らすために、可能な限り、外出機会を避ける事が重要である。

[マスク・手洗い・うがい]

外出が避けられない場合は、必ずマスクをつけ、帰宅時に入念な手洗いとうがいをする。マスクとしては、市販の「不織布性マスク(サージカルマスク)」が推奨されている。

[咳エチケット]

パンデミックを拡大させないためにもっとも重要なことは、感染者自身が感染を広げないように最大限の注意を払うことであり、その基本となるのは、「咳エチケット」である。すなわち、新型インフルエンザに罹患し、呼吸器症状のある患者は、周囲への感染拡大を防止する意味からマスクを着用し、咳やくしゃみをする際にはティッシュペーパーで口元を覆い、他人から顔をそむけ、1m以上離れるという行動である。これは通常のインフルエンザでも有効であるだけでなく、あらゆる呼吸器感染症拡大防止の基本といえる。

[一般的個人衛生・体調管理]

室温、湿度の管理、十分な睡眠、バランスのよい栄養摂取、頻回の手洗いとうがいなど、一般的な個人衛生と体調管理も極めて重要である。

[通常のインフルエンザに関わるインフルエンザワクチンの定期的接種(事前対策)]

新型インフルエンザの発生時にも、通常のインフルエンザに罹患する可能性がある。両者の見極めは必ずしも容易でなく、治療や隔離等の局面で困難を生じる可能性がある。これを避けるための事前対策として、通常のインフルエンザに関わるインフルエンザワクチンの定期的接種が推奨される。通常のインフルエンザに関わるインフルエンザワクチンの接種が、新型インフルエンザに対しては基本的に無効である点は言うまでもない。

6. 新型インフルエンザ発生に備えた食料・日用品および衛生材料の個人備蓄

新型インフルエンザ発生に備え、発生時の外出を回避するために、また個人衛生上の必要を満たすために、生活必需品の備蓄(少なくとも2週間分の備蓄が推奨されている)および衛生材料の備蓄が必要である。

以下の品目の備蓄を推奨する。

[新型インフルエンザの発生に備えた食料・日用品の個人備蓄]

品目	用途	品目	用途
米・乾麺	食用	野菜・果物ジュース	食用
シリアル・即席麺	食用	菓子	食用
缶詰食品・レトルト食品	食用	ミネラルウォーター	食用
冷凍食品	食用	常備薬(アセトアミノフェン等の解熱薬・胃腸薬他)	

[新型インフルエンザの発生に備えた感染防止用衛生材料の個人備蓄]

品目	用途	品目	用途
薬用石鹸	手洗いによる感染の防御	速乾性アルコール製剤	手と手指の消毒
サージカルマスク	経気道感染の防御	(N95 規格マスク)	高機能必要時の着用
ディスポーザブル手袋	汚物処理	ゴーグル	経結膜感染の防御
70%エタノール	環境の清拭と消毒	次亜塩素酸ナトリウム	環境の清拭と消毒
体温計	体温による健康状態評価	大型ポリエチレン袋	使用済衛生材料の廃棄
氷嚢・氷枕	発熱時のクーリング		

7. 新型インフルエンザ伝播のフェーズ分類

WHOは、世界に新型インフルエンザパンデミックの脅威の深刻さを伝え、事前に対策計画を準備し実行する必要性について知らせるために、パンデミック警戒レベルとして6つのフェーズを用いている(下表参照)。

[新型インフルエンザ伝播のフェーズ分類(WHO)]		フェーズ
パンデミック間期(動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない)	ヒト感染のリスクは低い	1
	ヒト感染のリスクはより高い	2
パンデミックアラート期(新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生)	ヒト-ヒト感染は無い、又は極めて限定されている	3
	ヒト-ヒト感染が増加している事の証拠がある	4
	かなりの数のヒト-ヒト感染がある事の証拠がある	5
パンデミック期	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立	6

現時点(平成21年02月)で、世界は「フェーズ3」にある。言いかえると、「新しい亜型ウイルス(A/H5N1亜型)の感染による症状を有する患者がいるが、効率よく持続した伝播(感染の広がり)は人類の間にはみられない」という状況である。

今後、効率的で持続的な人から人への感染が確認され、それがある地域に限定しているという二つの条件が充足されれば、フェーズは4に変化する。もちろん、発見が遅れれば、感染が広範に広がってから発見されることになることから、一挙にフェーズ5に変化する。もちろん、いきなりフェーズ6、すなわちパンデミックの宣言という可能性も否定できない。フェーズは必ずしも順番にあがっていくとは限らない。

ひとつのフェーズから他のフェーズにいつ移るかを含めて、現時点でのフェーズの指定はWHOの事務局長が行う。それぞれの警告フェーズは、WHO、国際社会、各国政府、産業が取るべき、一連の勧告された活動に対応している。ひとつのフェーズから他のフェーズへの移行は、インフルエンザの疾患としての特徴や、パンデミックの原因となっているウイルスの特徴などを含めたいくつかの要素により決まる。

また、本邦では、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議によって、下図のように新型インフルエンザ伝播の発生段階分類が決定されている。対策行動計画やガイドラインの策定には、この分類が用いられており、本ガイドラインの作成に際しても、同様とした。この分類はWHOのフェーズ分類と一定の対応をなしている。また、本邦が海に囲まれている点をふまえ、新型インフルエンザは海外で発生したのち、本邦に持ち込まれる事を前提にしている。

現在(平成21年2月)の日本は、発生段階分類の「前段階(未発生期)」にある。

[新型インフルエンザ伝播の発生段階分類(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)]

発生段階	状態	
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階 (国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	(感染拡大期)	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	(まん延期)	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	(回復期)	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第4章 新型インフルエンザの法的位置付けおよび症例定義について

感染症予防法(法 第6条)においては、「新型インフルエンザ等感染症」は一類感染症とみなされる。「新型インフルエンザ等感染症」には、新型インフルエンザ(新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ)と再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものが再興したもの)が含まれる。

学校保健法(施行規則 第19条)においては、「新型インフルエンザ等感染症」は「学校において予防すべき伝染病」の第一種とみなして対応する。出席停止の期間は「治癒するまで」とされている。

なお、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)による鳥インフルエンザは、感染症予防法では二類感染症、学校保健法では第一種の伝染病とされている。

新型インフルエンザが出現していない現在、その症例定義は不可能である。それが出現した時点で、速やかに症例定義が行われ、症例定義に基づいた伝播のサーベイランス、診断と治療の標準化等が図られる事になる。

第5章 行政機関の新型インフルエンザ行動計画および対策ガイドラインについて

様々なレベルの行政機関によって、新型インフルエンザ行動計画および対策ガイドラインが策定され、公表されている。主なものを以下に示す。

◆新型インフルエンザ対策行動計画(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議;平成17年12月;平成19年11月改訂;平成21年02月改訂)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>

◆新型インフルエンザ対策ガイドライン(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議;平成21年02月)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>

◆新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画(文部科学省新型インフルエンザ対策本部;平成18年9月;平成21年改訂案)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000047082>

◆東京都新型インフルエンザ対策行動計画(東京都;平成17年12月)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/sinpojiumu/singatakeikaku/files/influ.pdf>

◆都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル暫定版(平成20年12月;東京都教育委員会)

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/gakumu/influ_zantei.pdf

第6章 新型インフルエンザの伝播状況に関する行政機関等の情報について

新型インフルエンザに関する情報は、以下のサイトで提供されている。その伝播状況についてもこれらにおいて提供されると思われる。

留意すべきは、常に最新情報を得て、それを本学の対策に反映させる点である。

- ◆ インフルエンザパンデミック情報(国立感染症研究所感染症情報センター)

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>

- ◆ 新型インフルエンザ対策関連情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>

- ◆ 東京都の新型インフルエンザ対策関連情報(東京都感染症情報センター)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/influenza/>

- ◆ 鳥・新型インフルエンザ関連情報(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ◆ FORTH 海外旅行者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)

<http://www.forth.go.jp/>

第7章 新型インフルエンザ伝播の前段階(未発生期)における対応について

1. 学生・職員の海外渡航

新型インフルエンザ伝播の前段階(未発生期)における学生・職員の海外渡航については、どの地域への渡航も制限しない。外国人留学生の本国への一時帰国についても同様とする。但し、海外渡航等には、本学への所定の事前届け出手続きを励行し、さらに海外滞在中は、連絡先に関する届け出の更新を怠らないよう勧告する。

また、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)感染の伝播地域への渡航を計画する場合、外務省の情報や厚生労働省の情報を確認し、現地の状況を把握した上で、渡航についての判断を行うよう勧告する。

さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)感染の伝播地域への渡航者に対し、現地での対応について以下の4点を勧告する。

◆インフルエンザウイルス感染のリスクの高い環境(生きた鳥を販売している市場・鳥の飼育施設・野鳥保護施設等)との接触を避ける。
◆3ヶ月以上滞在する場合、現地在外公館に在留届を提出する。
◆在外公館のホームページ等を活用し最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、在外公館に照会する。
◆感染の疑いが生じた場合、本学事務局(学生については教務課;職員については総務課)および関係者、在外公館、家族に連絡する(感染の疑いがある場合には、航空機に搭乗しない。入国時に「新型インフルエンザ患者疑い」となった場合には、検疫法に基づき「停留」が措置される)。

2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型インフルエンザ伝播の前段階(未発生期)に、海外のどの地域から帰国した学生・職員に対しても、本学の施設における活動についていかなる制限も加えない。本国へ一時帰国していた外国人留学生の復帰や、海外に居住する者の本学への来訪についても同様とする。

但し、高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)感染の流行地域からの帰国者(入国者)に対し、「過去14日以内に病気の鳥や死んだ鳥との接触歴があり、帰国後、急な発熱等のインフルエンザ様の症状が出た場合」は、速やかに最寄りの保健所等に相談する(予め電話)よう勧告する。

3. 野鳥への対応と飼育動物の管理

高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1 亜型)のヒトへの感染を防止するために、野鳥への対応と飼育動物の管理について、以下の通り勧告する。

野鳥への 対応	野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。
	死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校や教育委員会、獣医師、家畜保健衛生所または保健所に連絡すること。
飼育動物 の管理	鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。
	このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの必要な措置を講じること。

本項の措置は、その解除が決定されるまで、或いは本事項に関する新たな措置が決定されるまで継続される。

第8章 新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)における対応について

1. 学生・職員の海外渡航、

新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)において、学生・職員の新型インフルエンザ発生国・地域への海外渡航を、原則として禁止する。外国人留学生の新型インフルエンザ伝播(流行)地域への一時帰国についても同様とする。

また、新型インフルエンザ発生国・地域外への海外渡航についても、中止する事が望ましい。外国人留学生の新型インフルエンザ発生国・地域外への一時帰国についても同様とする。海外滞在中に帰国が困難となる事態、現地での受療困難、帰国時の10日間停留等が予見される事がその理由である。万一、海外渡航を強行する場合には、本学への所定の事前届け出手続きを励行し、さらに海外滞在中は、連絡先に関する届け出の更新を怠らないようにする必要がある。

2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)において、新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生・職員は、直ちに本学への所定の届け出手続きを行うとともに、帰国後10日間、体温等の健康状態を自己観察し、異常に気づいた場合には、最寄りの保健所(発熱相談センター)に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、学生については教務課に、職員については総務課に連絡する。この場合、診断が確定するまでの間、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。

もし帰国時に、既に発熱等の症状を有する場合には、行政機関によって「隔離」のための入院措置がとられる。また、新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者との濃厚接触者に対しては、空港近くのホテル等に10日間の「停留」が要請される。これらの場合には、行政機関の指示に従うとともに、本学への連絡を絶やさない事が必須となる(連絡先は前記のとおり)。

また、帰国に際して搭乗した航空機と同乗者の中に、新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者が存在していたことが、空港を離れた後に判明した場合にも、帰国した学生・職員は、行政機関の指示に従って行動する必要がある。この事態において、医療機関への入院を指示された場合だけでなく、自宅待機を指示された場合にも、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。本学への連絡については前記のとおりである。

これらの過程で、学生・職員が新型インフルエンザ(或いはその疑い)の診断を受けた場合の措置については、別に定める。

また、海外の新型インフルエンザ発生国・地域の外国人の本学への来訪については、原則と

してこれを禁止する。加えて、新型コロナウイルス発生国・地域外の外国人の来訪についても、中止する事が望ましい。

3. 海外に滞在する学生・職員に対する帰国勧告等

新型コロナウイルス伝播の第一段階(海外発生期)において、新型コロナウイルス発生国・地域に長期・短期滞在する本学学生・職員に対して、感染対策を徹底するように勧告するとともに、帰国を勧告する。これを受けて帰国した学生・職員は、前項の規定に従うものとする。

本項の措置は、その解除が決定されるまで、或いは本事項に関する新たな措置が決定されるまで継続される。

4. 学生及び職員が主催する集会・学会等

新型コロナウイルス伝播の第一段階(海外発生期)において、学生及び職員が集会・学会等を主催する場合は、その名称、開催日、場所、参加予定者の数及び参加予定者の国籍について、学生は学生課に、職員は総務課に届け出るものとする。

これらが学内で行われる場合に限らず、これらが学外で行われる場合であっても、新型コロナウイルス発生国・地域の外国人の参加については、原則としてこれを禁止する。

第9章 新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)における対応について

1. 学生・職員の海外渡航、

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)において、学生・職員の新型インフルエンザ発生国・地域への海外渡航を、原則として禁止する。外国人留学生の新型インフルエンザ発生国・地域への一時帰国についても同様とする。

また、新型インフルエンザ発生国・地域外への海外渡航についても、原則として禁止する。外国人留学生の新型インフルエンザ発生国・地域外への一時帰国についても同様とする。

2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)において、海外(新型インフルエンザ発生国・地域であるかどうかを問わない)から帰国した学生・職員は、直ちに本学への所定の届け出手続きを行うとともに、帰国後10日間、体温等の健康状態を自己観察し、異常に気づいた場合には、最寄りの保健所(発熱相談センター)に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、学生については教務課に、職員については総務課に連絡する。この場合、診断が確定するまでの間、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。

もし帰国時に、既に発熱等の症状を有する場合には、行政機関によって「隔離」のための入院措置がとられる。また、新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者との濃厚接触者に対しては、空港近くのホテル等に10日間の「停留」が要請される。これらの場合には、行政機関の指示に従うとともに、本学への連絡を絶やさないと必須となる(連絡先は前記のとおり)。

また、帰国に際して搭乗した航空機と同乗者の中に、新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者が存在していたことが、空港を離れた後に判明した場合にも、帰国した学生・職員は、行政機関の指示に従って行動する必要がある。この事態において、医療機関への入院を指示された場合だけでなく、自宅待機を指示された場合にも、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。本学への連絡については前記のとおりである。

これらの過程で、学生・職員が新型インフルエンザ(或いはその疑い)の診断を受けた場合の措置については、別に定める。

また、海外の新型インフルエンザ発生国・地域の外国人の本学への来訪については、原則としてこれを禁止する。加えて、新型インフルエンザ発生国・地域外の外国人の来訪についても、同様とする。

3. 学生及び職員が主催する集会・学会等

新型コロナウイルス伝播の第二段階(国内発生早期)において、学生及び職員が、学内・学外で集会・学会等を主催する事を原則として禁止する。

4. 通学・通勤手段

新型コロナウイルス伝播の第二段階(国内発生早期)において、学生・職員は混雑した公共交通機関の利用を避けるために、通学・通勤方法や通学・通勤時刻を検討し、適切な自己対応に努める必要がある。

通学・通勤に際してはマスクを着用する。本学への入構に際しては、石鹸を用いた手洗いをを行うか、速乾性消毒用アルコールを用いた手・手指の消毒を行うものとする。また、本学からの帰宅時には、これらに加えてうがいをを行う。

職員については、就業規則の規定にかかわらず、時差出勤を行うことができるものとする。

5. 出張・研修等

新型コロナウイルス伝播の第二段階(国内発生早期)において、原則として、職員は出張(学会参加を含む)及び研修を延期又は中止しなければならない。

6. 健康状態の自己管理と有症時の対応

新型コロナウイルス伝播の第二段階(国内発生早期)において、学生・職員は毎日、体温等の健康状態を自己観察する。38℃以上の発熱等、新型コロナウイルスに合致する症状に気づいた場合には、最寄りの保健所(発熱相談センター)に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。また併せて、学生については教務課に、職員については総務課に連絡する。この場合、診断が確定するまでの間、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。

学生・職員が新型コロナウイルス(或いはその疑い)の診断を受けた場合の措置については、別に定める。

7. 学外者の本学への入構時の措置

新型コロナウイルス伝播の第二段階(国内発生早期)において、学生・社会人を問わず、本学に入構する全ての学外者は、守衛室において体温測定を行うものとする。発熱がない事(体温37.5℃未満)が確認できた場合のみ、本学構内に入る事を許可する。この場合には、氏名、所属、連絡先等、事後の連絡のために必要となる個人情報の申告が必須である。また、入構

に際しては、石鹼を用いた手洗い、或いは速乾性消毒用エタノール製剤を用いた手・手指の消毒、加えて、マスクの着用を要請する。また、近隣住民等の不要不急の構内への立ち入りは、一切禁止する。

8. 臨時休校及び全学閉鎖

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)において、東京都或いはその近隣自治体で新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者が発生した場合、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)は、臨時休校或いは全学閉鎖の可否を検討し、学長はこれに関する決定を行う。これに際し、行政機関からこの点に関する要請を受けた場合には、それを尊重する。

但し、本学の学生・職員から新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者が一名でも発生した場合には、直ちに全学閉鎖とする。

臨時休校及び全学閉鎖の期間については、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)が検討し、学長が決定する。原則として、臨時休校或いは全学閉鎖の開始から10日の間に、学生・職員に新たな新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者の発生がない事が確認できた場合に限り、学長は臨時休校・全学閉鎖を解除することができる。一方、これが確認できない場合、臨時休校・全学閉鎖は継続される。

なお、臨時休校の期間においては、全ての教育活動と課外活動を停止する。また、全学閉鎖の期間においては、全ての教育活動と課外活動の停止に加えて、国際交流会館を除く全ての学内施設の利用と学内への入構を禁止する。但し、本学が維持すべき必要最小限の機能に関わる業務に従事する職員については、その例外とする。

9. 臨時休校或いは全学閉鎖期間中の職員の就業

臨時休校及び全学閉鎖の期間、本学が維持すべき必要最小限の機能に応じて、学内で就業すべき職員の数を必要最小限にとどめる措置をとる。就業規則の規定にかかわらず、在宅就業等の手段によってこれを行うものとする。

10. 入試の延期

臨時休校或いは全学閉鎖の期間に入試が予定されている場合、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)はその中止の可否を検討し、学長は決定を行う。これに際し、行政機関からこの点に関する要請を受けた場合には、それを尊重する。

第10章 新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)における対応について

1. 学生・職員の海外渡航、

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、学生・職員の全ての国・地域(新型インフルエンザ発生国・地域であるかどうかを問わない)への海外渡航を、原則として禁止する。外国人留学生の本国への一時帰国についても同様とする。

2. 学生・職員の海外からの帰国と海外の外国人の本学への来訪

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、海外(新型インフルエンザ発生国・地域であるかどうかを問わない)から帰国した学生・職員に関する措置については、第二段階(国内発生早期)における措置(第9章の2)と同様とする。

また、海外(新型インフルエンザ発生国・地域であるかどうかを問わない)の外国人の本学への来訪については、原則としてこれを禁止する。

3. 学生及び職員が主催する集会・学会等

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、学生及び職員が、学内・学外で集会・学会等を主催する事を原則として禁止する。

4. 通学・通勤手段

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)における通学・通勤手段については、第二段階(国内発生早期)における措置(第9章の4)と同様とする。

5. 出張・研修等

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、原則として、職員は出張(学会参加を含む)及び研修を延期又は中止しなければならない。

6. 健康状態の自己管理と有症時の対応

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)における学生・職員の健康状態の自己管理と有症時の対応については、第二段階(国内発生早期)における措置(第9章の6)と同様とする。

7. 学外者の本学への入構時の措置

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、学外者の本学への入構時の措置については、第二段階(国内発生早期)における措置(第9章の7)と同様とする。

8. 臨時休校及び全学閉鎖

新型インフルエンザ伝播の第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)において、患者の発生場所が東京都或いはその近隣自治体かどうかに関わらず、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)は臨時休校或いは全学閉鎖の要否を検討し、学長はこれに関する決定を行う。これに際し、行政機関からこの点に関する要請を受けた場合には、それを尊重する。

但し、本学の学生・職員から新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者が一名でも発生した場合には、直ちに全学閉鎖とする。

臨時休校及び全学閉鎖の期間については、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)が検討し、学長が決定する。臨時休校或いは全学閉鎖の開始から10日の間に、学生・職員に新たな新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者の発生がない事が確認できた場合であっても、学外の新型インフルエンザ伝播が一定の小康状態に至るまでの間、臨時休校・全学閉鎖は継続される。

なお、臨時休校の期間においては、全ての教育活動と課外活動を停止する。また、全学閉鎖の期間においては、全ての教育活動と課外活動の停止に加えて、国際交流会館を除く全ての学内施設の利用と学内への入構を禁止する。但し、本学が維持すべき必要最小限の機能に関わる業務に従事する職員については、その例外とする。

9. 臨時休校或いは全学閉鎖期間中の職員の就業

臨時休校及び全学閉鎖の期間、本学が維持すべき必要最小限の機能に応じて、学内で就業すべき職員の数を必要最小限にとどめる措置をとる。就業規則の規定にかかわらず、在宅就業等の手段によってこれを行うものとする。

10. 入試の延期

臨時休校或いは全学閉鎖の期間に入試が予定されている場合、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)はその中止の要否を検討し、学長は決定を行う。これに際し、行政機関からこの点に関する要請を受けた場合には、それを尊重する。

第11章 新型インフルエンザ伝播の第四段階(小康期)における対応について

新型インフルエンザ伝播の第四段階(小康期)において、新型インフルエンザに関して実施中の全ての規制措置を見直し、本学が有する全ての機能について適切なレベルまでの回復を図るとともに、伝播の第二波に備える。この際、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)による評価と学長による決定を前提とする。

学内備蓄品の補充等を行い、第二波に備える。これに際し、第一波において新型インフルエンザに罹患した職員の活用を検討する。また、同様の状態にある学生のアルバイト雇用による活用も、必要に応じて検討する。

第12章 学生・職員が新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合の対応と新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者と濃厚な接触を持った場合の対応について

1. 医療機関の受診と治療

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、学生・職員は毎日、体温等の健康状態を自己観察する。その結果、38℃以上の発熱を認める等、新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した可能性があるとして自己評価した場合には、最寄りの保健所(発熱相談センター)に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。

診断が確定すると、原則として、新型インフルエンザ伝播の第三段階(そのうち感染拡大期)までは入院治療を、第三段階(そのうちまん延期)以降においては自宅療養を指示される。後者の場合には、外出を避けて自宅で療養に専念する。確定に至らず経過観察を指示された場合についても、外出を避ける。但し、医療機関を受診する場合には、マスクを装着し、「咳エチケット」を遵守して他者への感染を避けるための最大限の努力をする。

2. 新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合の本学への届け出

新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合、学生については教務課に、職員については総務課に速やかに電話連絡する。

3. 学生の登学停止と職員の就業禁止

新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した場合、学生については登学停止、職員については就業禁止とする。診断が確定に至らず経過観察を指示された場合の措置も同様とする。

登学停止・就業禁止は、主治医が治癒と判断するまで、或いは、体温の自己測定において完全な解熱から48時間以上が経過するまで継続する。但し、通常の場合、当該学生・職員の治癒の時点において、本学は全学閉鎖の状況にある可能性が高い。

4. 新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者との濃厚接触者(学生・職員)がとるべき対応

新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者と同居する学生・職員、患者と1m 以内の距離で会話等の接触を持った学生・職員、その他、患者と濃厚な接触を持った学生・職員は、患者との最後の接触から10日間、新型インフルエンザ感染を受けた可能性について体温等の健康状態を自己観察する必要がある。この間は、症状がない場合でも外出は自粛する。学生につ

いては登学停止、職員については就業禁止とする。このような場合、学生については教務課に、職員については総務課に、速やかに電話連絡する。

自己観察を行う中で、38℃以上の発熱等、新型インフルエンザに合致する症状を認めた場合には、最寄りの保健所(発熱相談センター)に連絡し、医療機関受診に関する指示に従うものとする。本学への連絡については、前記の通りである。

なお、新型インフルエンザ伝播の第三段階(そのうち感染拡大期)までは、新型インフルエンザ(或いはその疑い)患者との濃厚接触者が、行政機関から「健康観察」として、健康状態の自己観察と外出の自粛を指示・要請される事がある。また、抗インフルエンザ薬の予防的服用を指示される事がある。これらの場合には、指示に従って行動する。

第13章 新型インフルエンザに関する保健管理センターの機能について

新型インフルエンザ伝播の発生段階に応じて、下表に示す機能を担う。中でも、新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)への参画は、状況評価とこれに基づく対策の全学的決定に際して医学的観点からの意見具申を行うという点で、重要項目に位置づけられる。学内保健・医療情報提供には、一般的保健・医学情報の他に、行政機関が発出する医療情報等を含む。学内備蓄した感染防止用衛生材料の使用に際しては、留意点についての情報を提供する。また、症状を有する学生・職員に対する保健相談・指導は、もう一つの重点項目に位置づけられる。

一方、保健管理センターは基本的に、新型インフルエンザの診療を行わない。国内発生早期と感染拡大期には、患者および疑い患者の診療は、パンデミックを防ぐために行政が整備する「発熱外来」と「感染症指定医療機関」において行われ、医療資源もこれらに集中されることから、保健管理センターが有熱患者(38℃以上)の診療を行うことはできない。また、まん延期以降になっても、人的・設備的制限から、これを行わない。

[新型インフルエンザに関する保健管理センターの機能]

	前段階 (未発生)	第一段階 (海外発生)	第二段階 (国内早期)	第三段階 (拡大・まん延・回復期)	第四段階 (小康期)
対策会議(危機管理委員会)への参画	○	○	○	○	○
学内保健・医療情報提供	○	○	○	○	○
感染防止用衛生材料の学内備蓄	○	○	○	○	○
保健相談・指導	—	—	○	○	○
有熱患者(38℃以上)の診療	○	○	×	×	×
(有熱患者以外の診療)	○	○	△	×	×

第14章 新型インフルエンザに関する学内相談窓口について

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、学生及び職員を対象とした新型インフルエンザに関する相談窓口を、保健管理センター(042-330-5188)に設ける。学内感染を防止するために、新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、第四段階(小康期)までの全ての段階を通じて、全ての相談は電話を通じて行う。面談形式の相談は行わない。使用する電話番号については、状況に応じて変更を加える場合がある。

第15章 新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した学生・職員の一元的把握と安否確認について

東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)は、新型インフルエンザ(或いはその疑い)に罹患した学生・職員を一元的に把握し、安否確認を行う。

対象とすべき項目は、学籍(職員)番号、氏名、性別、生年月日、発症日時、学内での他者との濃厚接触の有無とその内容、主症状、療養場所、受診医療機関、転帰(治療中・治癒・死亡)、連絡方法等とする。

第16章 文部科学省や保健所等との連携・行政機関によるサーベイランスへの協力 と報道メディアへの情報提供について

文部科学省や保健所等との連携については、事務局が東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)と密接に連携しながら、一元的に行う。

また、行政機関によって実施される、新型インフルエンザの病像、伝播状況、被害状況等に関するサーベイランスへの協力についても同様とする。

さらに、新型インフルエンザに関する本学から報道メディアへの情報提供についても、事務局が東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)と密接に連携しながら、一元的に行う。

第17章 感染防止用衛生材料および食料・日用品の学内備蓄について

新型インフルエンザの発生に備え、感染防止用衛生材料の学内備蓄をおこなう。保健管理センターがこれを担当する。備蓄対象物品は下表のとおりである。

[新型インフルエンザの発生に備えた感染防止用衛生材料の学内備蓄]

品目	用途	品目	用途
薬用石鹸	手洗いによる感染の防御	速乾性アルコール製剤	手と手指の消毒
サージカルマスク	経気道感染の防御	N95 規格マスク	高機能必要時の着用
サージカルグローブ	汚物の処理	ゴーグル	経結膜感染の防御
70%エタノール	環境の清拭と消毒	次亜塩素酸ナトリウム	環境の清拭と消毒
体温計	体温による健康状態評価	大型ポリエチレン袋	使用済衛生材料の廃棄
氷嚢・氷枕	発熱時のクーリング		

一方、新型インフルエンザの発生に備えた食料・日用品の学内備蓄については、事務局がこれを担当する。備蓄対象物品は下表のとおりである。

[新型インフルエンザの発生に備えた食料・日用品の学内備蓄]

品目	用途	品目	用途
米・乾麺	食用	菓子	食用
シリアル・即席麺	食用	ミネラルウォーター	食用
缶詰食品・レトルト食品	食用	電気炊飯器	米の調理
冷凍食品	食用	電気湯沸かし器	湯の準備
野菜・果物ジュース	食用	常備薬(アセトアミノフェン等の解熱薬・胃腸薬他)	

これらの措置は、新型インフルエンザ伝播の前段階(未発生期)から開始し、以降、その解除が決定されるまで、或いは本事項に関する新たな措置が決定されるまで、消費分の補充を含めて継続する。

第18章 新型インフルエンザに関する学生・保護者・職員への情報の提供・伝達方法について

新型インフルエンザに関する学生・保護者・職員への情報提供のうち、保健・医療情報提供については、保健管理センターがこれを担う。提供する情報には、一般的保健・医学情報の他に、行政機関が発出する医療情報等が含まれる。その伝達方法として、「ほけせん便り」を紙媒体発行するとともに、ホームページに掲載する。

一方、海外渡航、海外からの帰国、集会・学会、通学・通勤、出張・研修、健康状態の自己管理・有症時の対応、臨時休校・全学閉鎖、臨時休校或いは全学閉鎖期間中の職員の就業に関する各種の措置等、東京外国語大学新型インフルエンザ対策会議(危機管理委員会)が決定する事項については、ホームページへの掲載によって、学生・保護者・職員に伝達する。

第19章 新型インフルエンザ発生時の学内諸会議の開催方法について

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、学内諸会議の開催については、その回数、時間を必要最小限なレベルにとどめる。また、第三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)以降は、可能な限り委員が会合する形態を避け、オンライン会議の形態で行うものとする。

第20章 新型インフルエンザ発生時の学内消毒について

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、通常の学内清掃に加え、接遇カウンター、ドアノブ、電気系統スイッチ、エレベーターのボタン、手摺り、テーブル、椅子、トイレの流水レバーと便座など、人が頻回に触れる場所の消毒を行う必要がある。

消毒は、部局長の責任下に、部局単位で毎日1回以上の必要な回数、実施する。消毒には、70%エタノール液、或いは0.02%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を使用する。

第21章 新型インフルエンザ発生時の独居学生に対する勧告と支援策について

新型インフルエンザ伝播の第二段階(国内発生早期)以降、独居学生に対しては、臨時休校・全学閉鎖の間、可能な限り保護者等のもとに帰省するように勧告する。

これがかなわないまま、独居の学生から支援の要請があった場合には、本学はこれを支援する。

独居学生に対する支援の内容と方法については、具体策を検討中である。



第22章 臨時休校或いは全学閉鎖によって失われた講義等の補填方法について

臨時休校或いは全学閉鎖によって失われた講義等の補填方法については、具体策を検討中である。



第23章 新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)以降の国際交流会館 の運用について

新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)以降の国際交流会館の運用については、この施設が外国人の居住に供されており、これらの居住者は頻繁に海外との往復をする点、部分的共同生活を行っている点、本学が臨時休校や全学閉鎖の措置をとった後もここに居住し続ける点等を考慮して、周到な対策を行う必要がある。

新型インフルエンザ伝播の第一段階(海外発生期)以降の国際交流会館の運用については、具体策を検討中である。



第24章 新型インフルエンザに関する行政の相談窓口（東京都の保健所等）一覧

新型インフルエンザに関する行政の相談窓口（東京都の保健所等）一覧については、「全国保健所会 東京都内の保健所一覧」を参照されたい。

<http://www.phcd.jp/HCjst/Hclist-tokyo.html>

なお、本学を所管する保健所は以下のとおりである。

多摩府中保健所 〒183-0022 東京都府中市宮西町 1-26-1 042-362-2334;042-360-2144

附表 東京外国語大学新型インフルエンザ対応マニュアル第1版 要約表

本表は本マニュアルの概括的理解のための便宜的なものであり、実際の対応に際しては、本文を正確に読み取る必要がある。

	新型インフルエンザ伝播の発生段階分類				
	前段階 未発生期	第一段階 海外 発生期	第二段階 国内発生 早期	第三段階 拡大・蔓延 ・回復	第四段階 小康期
危機管理委員会	常設	常設	常設	常設	常設
新型インフルエンザ対策委員会	不要	設置	設置	設置	設置
教育・情報提供	実施	実施	実施	実施	実施
予防・個人衛生対策	不要	実施	実施	実施	実施
食料・日用品・衛生材料の個人備蓄	実施	実施	実施	実施	実施
学生・職員の海外渡航	許可	禁止	禁止	禁止	再検討
学生・職員の帰国・本学への復帰	許可	条件付許可	条件付許可	条件付許可	再検討
海外滞在者に対する帰国勧告	不要	発出	発出	発出	再検討
海外の外国人の本学来訪	許可	禁止	禁止	禁止	再検討
学生・職員が主催する集会・学会	許可	条件付許可	禁止	禁止	再検討
通学・通勤時の感染防御対策	不要	不要	実施	実施	実施
学生・職員の出張・研修	許可	許可	禁止	禁止	再検討
健康状態自己観察・有症時の対応	不要	不要	実施	実施	実施
学外者の入構	許可	許可	条件付許可	条件付許可	再検討
臨時休校・全学閉鎖	不要	不要	条件付実施	条件付実施	再検討
休校・閉鎖中の職員就業上の措置	不要	不要	条件付実施	条件付実施	再検討
入試の延期	不要	不要	条件付実施	条件付実施	再検討
新型インフルエンザ既罹患者の活用	不要	不要	不要	不要	実施
新型インフルエンザ罹患時の治療	入院	入院	入院	入院 在宅	在宅
罹患者の本学への届け出	不要	実施	実施	実施	実施
罹患者の登学停止・就業禁止	不要	実施	実施	実施	実施
濃厚接触者の登学停止・就業禁止	不要	実施	実施	実施	実施

保健管理 C による対策・立案・相談	実施	実施	実施	実施	実施
保健管理 C による診療	実施	実施	中止	中止	再検討
学内相談窓口開設(保健管理 C)	不要	不要	実施	実施	実施
対策会議による罹患者一元的把握	不要	実施	実施	実施	実施
行政連携・サーベイランス・メディア対応	不要	特別体制	特別体制	特別体制	特別体制
食料・日用品・衛生材料の学内備蓄	実施	実施	実施	実施	実施
学生・保護者・職員への情報伝達	実施	実施	実施	実施	実施
学内諸会議の開催方法	通常の方法	通常の方法	回数制限等	オンライン化	再検討
学内消毒	不要	不要	実施	実施	再検討
独居学生に対する勧告と支援	不要	不要	実施	実施	再検討
休校・閉鎖で失われた講義の補填	不要	不要	禁止	禁止	再検討
国際交流会館の運用	通常の利用	通常の利用	特別体制	特別体制	再検討